

防災・減災対策の推進について

平成 30 年 10 月 29 日

中 四 国 サ ミ ッ ト

防災・減災対策の推進について

平成30年7月5日からの記録的な豪雨により、西日本を中心に河川の氾濫や土砂災害、そして200人を超える多くの尊い人命が失われるなどの甚大な被害が発生した。

被災地では、多くの建物をはじめ、道路、河川、上下水道、ため池、鉄道、さらに農林水産業や商工業等にまで広範に被害が生じ、住民生活や経済活動に多大な影響を及ぼし、復旧・復興に向けては豪雨災害として過去に類を見ないほどの費用や時間が必要になると見込まれている。

また、平成30年6月18日の大阪府北部を震源とする地震や、9月6日の北海道胆振東部地震では、人的被害や住家被害が多数発生したほか、ライフライン等の都市インフラが損壊するなど、甚大な被害をもたらした。さらに、平成30年4月9日の島根県西部を震源とする地震や、平成28年10月21日の鳥取県中部地震、さらには本年の台風24号などでも甚大な被害が発生しており、復旧・復興に向け官民が全力を挙げ取り組んでいるところである。そのほか、交通インフラの寸断や災害対策拠点となる施設の損壊などが発生した「平成28年熊本地震」、広島県・山口県・徳島県・高知県などに甚大な土砂災害や浸水被害をもたらした「平成26年8月豪雨」など、近年、全国各地で大規模な災害が相次いでいる。

その上、発生確率が高まっている南海トラフ地震など、大規模な災害に対して、実効性のある防災・減災対策や医療救護体制の強化が急務となっている。

さらに、豪雪により、幹線道路の大規模な滞留や長時間の通行止めのほか、長時間にわたる列車の立ち往生、路線バスや航空便の数日間に及ぶ運休・欠航なども発生している。

については、中国・四国地方が一致団結して防災・減災対策に取り組み、住民等の生命や財産を守るための施策を充実させるため、以下の事項について強く要請する。

I 平成30年7月豪雨災害を受けての要望事項

- 1 被災者の各種支援にあたるボランティアが迅速かつ円滑に活動するため、社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの運営に関して、自治体の負担が生じた場合に財政措置を講じること。

- 2 被災者一人ひとりに寄り添った包括的な支援を中長期的に実施するために設置する「地域支え合いセンター」や「こころのケアチーム」の運営費用に対して財政措置を継続すること。
- 3 被災した児童生徒の心身の手厚いケアや児童生徒のおかれた環境の改善、また学習支援等のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充や学習サポート等を行う教育活動支援員等の配置、心理検査の実施について、補助率のかさ上げ等財政支援を拡充すること。
また、被災により就学困難となった児童生徒が安心して学校に通えるよう、学用品費等の支給や奨学金の貸与、通学手段の変更を余儀なくされた生徒に対する通学費の補助、学校法人等による授業料等の軽減などに対し、より一層の財政措置を講ずること。
- 4 平成30年7月豪雨災害をはじめとする豪雨災害が近年、頻発・激甚化していることを踏まえ、中小河川における治水安全度の再検証を行い、局部的な堤防の嵩上げや補強、河床掘削など、限定的でも効果の大きい対策を一定期間で集中的に実施するための新たな事業を創設するなど、抜本的な治水対策と土砂災害対策を迅速かつ強力で推進するとともに、これらに必要な財政措置を講ずること。
- 5 大規模災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実に行うために必要不可欠な道路、港湾、空港等の交通インフラや、住民生活や社会経済活動に重要なライフラインである上下水道施設について、土砂災害等防止対策や被災後の早期復旧等を推進する地方の取組を支援すること。
また、下流に人家や公共施設があり、決壊すると多大な影響を及ぼすため池の補強等への支援や、使われていないため池の廃止手続きの簡素化など必要な取組を強化すること。
- 6 公共交通機関の正常な運行が回復するまでの期間において、地方自治体及び公共交通事業者が実施する代替交通の確保について支援措置を講ずること。
また、鉄道路線の早期復旧を図るために必要な復旧事業を鉄道施設災害復旧事業費補助金の対象とした上で、補助率の引き上げや地方自治体の負担に対する財政措置など、迅速な復旧に向けたあらゆる支援を行うこと。
- 7 住民に災害から命を守るための行動を促すため、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の指定後においても、実際の住民の危険回避行動につながる取組を国として強化するほか、地方自治体の取組への新たな支援制度を創設し、継続的な支援を行うこと。

- 8 「大雨警報」に対する危機意識の低下が懸念される中で、「警報」に対する危機意識の高揚を図るとともに、気象庁による「大雨特別警報」の発表等に係る観測・予報技術の向上を図ること。また、特別警報等の発表が、適正な住民の避難行動につながるよう「避難勧告等に関するガイドライン」を早期に見直すこと。さらに、住民の避難行動に関する理解を深めるために、警報を含め特別警報が持つ意味について一層の周知を図ること。
- 9 「平成30年7月豪雨生活・生業再建支援パッケージ」で措置されたグループ補助金、持続化補助金及び資金繰り支援などについて、複数年に渡り継続的に実施すること。

また、中小企業者等の事業再開・復興に向けて、県制度融資における利子補給・保証料補助等についての財政措置を講じること。

さらに、災害発生後、落ち込んでいる旅行需要を喚起し、観光産業の早期復興を図るため、切れ目のない更なる支援等、観光客誘致のための取組を強化すること。
- 10 深刻な被害を受けた農林水産業の生産活動の再開のため、農地や道路・水路、生産施設・機械、共同利用施設・侵入防止柵の復旧等、必要な支援を行うとともに、特に被害の大きい柑橘等樹園地などの復興を図るための継続的な支援を行うこと。
- 11 「被災市区町村応援職員確保システム」に係る対口支援や災害マネジメント総括支援員等の派遣について、今回の豪雨災害における運用の実績を踏まえ、広域応援・受援体制の更なる充実を図ること。

また、災害復旧事業や被災者への福祉・保健分野でのきめ細やかな支援を行うためには、土木技師、農林技師、保健師等の専門職員が、今後とも相当数必要と見込まれることから、全国知事会、全国市長会、全国町村会と連携し、被災県及び被災市町村が必要とする専門職員を中長期的に派遣するために必要な措置を講ずること。

さらに、応援職員については、災害対策基本法により、その費用は原則被災団体の負担となっていることから、被災団体への特別交付税措置を行うなど、職員派遣や受入などに要した経費について、応援・受援団体双方に負担が生じないよう必要な措置を講ずること。

- 12 災害警備活動においては、車両、ヘリコプター等の燃料や救出救助用資機材など多額の経費が必要となることから、これらの経費について財政措置を拡充すること。また、超過勤務手当が国庫補助の対象となっていない災害警備活動要員や後方支援要員についても、超過勤務手当が多額に上ることから、これらについても財政措置を講ずること。

加えて、被災した警察施設、交通安全施設について積極的な財政支援を行うこと。

また、今後発生する災害への対処能力の強化を図るため、必要な装備資機材の整備に要する経費を国において確実に予算措置すること。

- 13 激甚災害制度による特別の財政支援について、より被災自治体の実情に即した制度とするため、標準税収入額に対する自治体負担額の下限基準を緩和し、当該緩和部分についても、被害規模に応じて段階的に補助率をかさ上げするなど、標準税収入額や被害規模の僅かな差で被災自治体への財政助成に大きな差が生じないようにすること。

また、局地激甚災害制度についても、公共土木施設等における標準税収入額50億円を超える自治体の指定基準及び農地等における災害復旧事業に要する経費の下限基準を見直すこと。

- 14 熊本地震の際の措置も踏まえ、新たな補助制度の創設や補助率のかさ上げ、特別交付税の別枠措置など、国において必要な補正予算を編成するとともに、災害復旧事業及び災害関連予算の確保を行うこと。

II 共通要望事項

- 1 あらゆる災害の未然防止と発災後の迅速な対応のため、治水及び高潮・津波対策、液状化対策、ため池対策、流木対策や土砂災害対策等が必要なハード対策に対し、既存施設の長寿命化対策も含め、公共事業予算枠の大幅な増額や補助率のかさ上げ等財政支援をより一層拡充すること。

また、地方が主体的・計画的に事前復興に取り組むことができる新しい財政支援制度を創設すること。

- 2 被災者の生活再建や被災住宅の復旧を迅速に進めるため、被災者生活再建支援制度の支援対象の拡大及び災害救助法の基準の見直しや柔軟な運用を行うこと。

特に、一部の地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、同一災害により被災を受けた全ての被災区域を支援対象とすること。

3 災害応急対策の拠点となる庁舎や避難所となる学校などの施設、不特定多数の者が利用する大規模施設、また、住宅や社会福祉施設等における建築物等の耐震化に加え、避難所としての役割を担う施設については、バリアフリー化等の機能やクーラー設置等の環境を整備するための財政支援をより一層拡充すること。

特に、住宅の耐震化は、様々な地震対策の前提条件となるいわば“入口”に位置付けられる最重要施策であることから、防災・安全交付金の重点配分対象事業とするなど、確実な財源措置等を行うこと。

また、ブロック塀等の安全確保のため、専門的な調査や撤去、改修を促進できるよう、国庫補助制度の創設、拡充などの財政支援を行うとともに技術的支援を行うこと。

4 地震に係る防災・減災対策を加速するため、活断層（未確認断層を含む）の実態など、これまでに十分な知見が得られていない地域の地震等に関する調査研究を推進し、調査結果を早期に公表するとともに、内陸直下型地震の対策強化を図ること。

5 防災・減災対策を着実に推進するため、緊急防災・減災事業債の恒久化、対象事業の更なる拡大及び要件緩和など起債制度の拡充を含め、確実な財源措置等を行うこと。

6 企業の防災・減災対策に対する優遇税制の整備や中小企業に対するBCP（事業継続計画）の必要性についての意識啓発、策定・見直しへの支援を行うこと。

7 南海トラフ地震などの甚大な被害想定を踏まえて、全国的に災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）のチーム数を増やし、災害急性期に被災地外から大量かつ切れ目なく投入できる体制を構築するとともに、医療モジュールと運営人材を迅速に配置する体制を早急に整備するなど、被災地外からの人的・物的支援体制を国を挙げて強化すること。

また、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）について、全国的な整備促進や応援・受援調整の体制を構築するため、公衆衛生人材の育成を継続するとともに、DHEATの養成、編成及び運用について、補助対象経費の拡大等も含め必要な措置を講ずること。

- 8 医療機関の耐震化や高台移転、資機材の整備、救護活動にあたることができる人材の育成・確保、BCPや避難確保計画等の整備促進など、災害時の医療救護体制を充実させる取組に対する財政的支援や技術的支援を一層充実・強化すること。
- 9 豪雪時における長時間にわたる公共交通機関の運休・欠航は、住民生活や企業活動に多大な影響をもたらすことから、豪雪時に公共交通車両の円滑な移動等に対応するための施設・設備の整備や、列車が立ち往生した際に乗客に配布するための緊急物品の備蓄等について支援すること。
- 10 住民の信頼を損なう耐震用ダンパー不適合について、早急に実態を明らかにし、不良ダンパーの交換が速やかに実施されるように、責任をもって対応すること。

平成30年10月29日

中 四 国 サ ミ ッ ト

鳥 取 県 知 事	平 井 伸 治
島 根 県 知 事	溝 口 善兵衛
岡 山 県 知 事	伊原木 隆 太
広 島 県 知 事	湯 崎 英 彦
山 口 県 知 事	村 岡 嗣 政
徳 島 県 知 事	飯 泉 嘉 門
香 川 県 知 事	浜 田 恵 三
愛 媛 県 知 事	中 村 時 広
高 知 県 知 事	尾 崎 正 直
中国経済連合会会長	荻 田 知 英
四国経済連合会会長	千 葉 昭